

福島県電子社会推進本部ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 電子社会を推進するための施策について組織横断的な対応が必要な課題の検討を行うため、福島県電子社会推進本部設置要綱第5条第8項に基づき設置するワーキンググループについて規定する。

(設置)

第2条 ワーキンググループは、福島県電子社会推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）が必要に応じ設置する。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、リーダー、サブリーダー及びグループ員をもって構成する。

2 リーダーは課題の主担当部局等の電子社会推進主任とし、ワーキンググループを主宰する。

3 サブリーダーは副担当部局等の電子社会推進主任とし、リーダーを補佐する。ただし、副担当部局等がない場合は、課題の主担当課のグループ員をサブリーダーとする。

4 グループ員は課題に関係する担当の主任主査等をもってあてる。

(報告)

第4条 リーダーは、課題検討を終了した時は、速やかに幹事会へ報告する。また、幹事会から中間報告の求めがあれば、進行状況について報告するものとする。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、グループ員のうちからリーダーが指名した者が担当するものとする。

(支援等)

第6条 情報政策課長は、リーダーの求めに応じ、ワーキンググループが行う課題検討について情報政策課の職員を参画させるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、情報政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。